

山形村 障がい者福祉制度の あらまし



令和5年4月

目 次

福祉制度の早見表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・巻頭

1 年金・手当等

- (1) 障害基礎年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 障害厚生年金及び障害手当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (3) 特別障害者手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (4) 障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (5) 重度心身障害児者介護者慰労金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (6) 特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (7) 児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (8) 心身障害者扶養共済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (9) 心身障害者扶養共済制度補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (10) 特定疾患等患者福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

2 医療・補装具・日常生活用具

- (1) 福祉医療費の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (2) 自立支援医療の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (3) 補装具の交付と修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- (4) 日常生活用具の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

3 障害福祉サービス

- (1) 利用の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (2) サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (3) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

4 在宅生活の支援

- (1) 日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- (2) タイムケア事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- (3) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- (4) 障害者にやさしい住宅改良促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- (5) 訪問入浴サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- (6) 身体障害者自動車改造費助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- (7) 障害者自動車運転免許取得費助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

5	日中の活動と住まいの支援	
(1)	そらいろやまがた（精神障害者デイケア）	14
(2)	公営住宅への優先入居	14
(3)	山形村障害者等自立支援事業	14
6	移動支援等	
(1)	信州パーキング・パーミット制度	15
(2)	移動支援事業	15
(3)	自動車燃料費助成	15
(4)	タクシー利用料金助成事業	16
(5)	透析利用者通院支援事業	16
(6)	タクシー運賃の割引	17
(7)	鉄道運賃の割引	17
(8)	バス運賃の割引	17
(9)	有料道路通行料金の割引	18
(10)	国内線航空運賃の割引	19
(11)	駐車禁止規制の適用除外	19
7	税金	
(1)	所得税・市県民税に関する所得控除	20
(2)	自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免	20
(3)	利子等の非課税	20
8	その他	
(1)	ヘルプマークの配布	21
(2)	NHK放送受信料の減免	21
(3)	携帯電話料金の割引	21
(4)	Web119通報システム（聴覚障害者等特定）	21
(5)	FAXからの119番通報	22
(6)	言語及び聴覚障害者ファクス110番・メール110番	22
(7)	スカイランドきよみず宿泊等利用助成	22
(8)	保健福祉センター「いちいの里」入浴料割引	22
(9)	郵便による不在者投票	23
(10)	青い鳥郵便葉書の無償配布	23
(11)	日常生活自立支援事業	23
(12)	生活福祉資金の貸付	23
9	相談窓口	
(1)	行政機関等の相談窓口	24
(2)	松本圏域障害者総合相談支援センター	25

1 年金・手当等

(1) 障害基礎年金

次の要件を全て満たす方に障害基礎年金が支給されます。

要件	①	初診日において次の(1)又は(2)に該当すること。 (1) 国民年金の被保険者であること (2) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ60歳以上65歳未満であること
	②	障害認定日(原則として初診日から起算して1年6月を経過した日)においてその傷病により国民年金法施行令別表で定める1級又は2級の障害の状態に該当すること。
	③	初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上あること。 または、初診日が令和8年4月1日前の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと(初診日において65歳以上の者は除く)。
年金額	年額 (令和5年度)	1級 993,750円 (68歳以上は990,750円)
		2級 795,000円 (68歳以上は792,600円)
	加算額 (子の人数により加算)	1人目及び2人目の子 1人につき228,700円
		3人目以降の子 // 76,200円

◆支給制限 初診日が20歳前の傷病による障害基礎年金又は昭和61年4月に障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金、平成6年法に該当することにより支給される障害基礎年金を受給している人は、所得により支給が制限されます。

◆窓 □ 日本年金機構松本年金事務所 電話25-8100
山形村 住民課 電話98-3112

(2) 障害厚生年金及び障害手当金

次の要件を全て満たす方に障害厚生年金が支給されます。

要件	①	厚生年金加入中に初診日(初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日)があること。
	②	初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに厚生年金、国民年金又は共済組合の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

		と。ただし、初診日が令和8年4月1日前の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと（初診日において、65歳以上の者は除く）。
	③	障害認定日（原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日）において、その傷病により国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態に該当すること。
年金額	障害基礎年金額に次の額の障害厚生年金が上乗せされます。	1級 報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額
		2級 報酬比例の年金額+配偶者加給年金額
		3級 報酬比例の年金額 3級は障害基礎年金が支給されません。（最低保障があります）

- ◆障害手当金 支給額：報酬比例の年金額×2.0 一時金最低保証額：1,192,600円
- ◆窓 □ 勤務先を管轄する日本年金機構各年金事務所
日本年金機構松本年金事務所 電話25-8100

（3）特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます。

- ◆支給金額 月額27,980円（令和5年4月から）
5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 国民年金法による障害等級表1級程度の障害が重複する方又はこれと同等程度以上の方
- ◆支給制限
 - ・施設等に入所したとき又は継続して3月以上入院したとき
 - ・本人または扶養義務者の所得が一定額（限度額）を越えたとき
- ◆窓 □ 松本保健福祉事務所 福祉課 電話40-1911（直通）

（4）障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）に支給されます。

- ◆支給金額 月額15,220円（令和5年4月から）
5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 身体障害者手帳1級、2級（一部）程度、知能指数おおむね20以下程度及び精神障害のある方
- ◆支給制限
 - ・施設等に入所したとき
 - ・本人又は扶養義務者の所得が一定額（限度額）を越えたとき
 - ・障害を支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ◆窓 □ 松本保健福祉事務所 福祉課 電話40-1911（直通）

(5) 重度心身障害児者介護者慰労金

重度心身障がい者と同居し、6か月(180日)以上介護している方に対して支給されます。

- ◆支給要件 ・障害児福祉手当又は特別障害者手当の対象又はこれと同等程度以上の障がいがある者を常時介護している方
- ◆支給金額 年額60,000円(12月に支給)
- ◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(6) 特別児童扶養手当

重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいのある20歳未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます。

(手当を受けている方やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合や、障がい児が児童福祉施設に入所されている場合は支給の対象となりません。)

- ◆障害程度 1級…おおむね身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1、A2
2級…おおむね身体障害者手帳3級または4級の一部、療育手帳B1
- ◆支給金額 1級…障がい児1人につき月額53,700円(令和5年4月から)
2級… // 月額35,700円(//)
4月、8月、11月に4月分を支給します。
- ◆窓 口 山形村役場 住民課 電話98-3112

(7) 児童扶養手当

次のいずれかに該当する父、母や父母に代わって18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に対して支給されます。(ただし、児童が心身に中程度以上の障がいを有する場合は20歳未満まで延長されます)

- ◆要件
 - ・父母が離婚後、父または母と別れて生活している児童
 - ・父または母が死亡した児童
 - ・父または母が重度の障害の状態にある児童
 - ・父または母がDV保護命令を受けた児童
 - ・1年以上にわたり、父または母が法律により拘束されている児童
 - ・1年以上にわたり、父または母が生死不明の児童
 - ・1年以上にわたり、父または母から遺棄されている児童
 - ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ◆支給金額(令和5年4月から)

本体額	全部支給44,140円	一部支給43,060円~10,160円
第二子加算額	全部支給10,170円	一部支給10,160円~5,090円
第三子以降加算額	全部支給6,100円	一部支給6,090円~3,050円

- ◆支給制限
 - ・児童が施設に入所しているとき、又は里親に委託されている場合
 - ・父や母、父母に代わって養育している方、児童が公的年金を受けられる場合（年金との差額を受給できる可能性があります）
 - ・児童が父または母の配偶者（内縁関係も含む）に養育されているとき
- ◆窓 〇 山形村役場 住民課 電話98-3112

（8）心身障害者扶養共済

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡したり著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた障がいのある方に年金を支給する制度です。

1人の心身障がい者につき2口まで加入できます。掛金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。

- ◆加入要件
 - ・身体障害者手帳1～3級、知的障害者、精神障害者を扶養している保護者
 - ・加入者は県内に在住する65歳未満
- ◆掛 金 加入年齢により、1口月額9,300円～23,300円
 ※掛金が減免や免除になる場合があります。
 ※掛金に対する補給金制度があります。（村の制度）
- ◆支給金額
 - ・年金月額20,000円（1口）
 - ・1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき
弔慰金 50,000円～250,000円（1口）
 - ・5年以上加入し脱退したとき
脱退一時金 75,000円～250,000円（1口）
- ◆窓 〇 松本保健福祉事務所 福祉課 電話40-1911（直通）

（9）心身障害者扶養共済制度補助

（8）の、心身障害者扶養共済制度に加入している保護者に対し、掛け金の3分の2を補助します。

- ◆窓 〇 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

（10）特定疾患等患者福祉手当

特定疾患等の受給者証をお持ちの方に福祉手当（年額15,000円）を支給します。

- ◆対象者 令和5年10月1日時点で6か月以上本村に住所を有し、同日において次のいずれかの受給者証をお持ちの方又はその保護者
 [特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、長野県特定疾病医療費受給者証、ウイルス肝炎医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証]
- ◆窓 〇 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

2 医療・補装具・日常生活用具

(1) 福祉医療費の給付

医療機関、薬局等の窓口で支払った保険適用診療の自己負担分の一部を助成します。

- ◆対象・身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ・65歳以上で、国民年金法施行令別表に定める程度の障害の状態にある方
 - ・特別児童扶養手当に該当する障がい児

※上記対象の他に、満18歳までの児童、18歳未満の児童を養育する母子・父子家庭、父母のいない18歳未満の児童も対象となります。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

- ◆助成額・医療機関、薬局等の窓口で支払った保険適用診療の自己負担分から受給者医療保険が適用される医療費の自己負担分から1レセプト（診療報酬明細書）あたり500円の受給者負担を差し引いた額が給付されます。
 - ・入院時の食事療養費標準負担額は対象になりません。
 - ・加入医療保険による高額療養費、付加給付等の給付を受ける場合は、その額も差し引いた額

- ◆その他 障害者手帳交付日の属する月の初日から対象になります。

- ◆必要書類 障害者手帳、印鑑、通帳、健康保険証

- ◆窓口 山形村役場 住民課 電話98-3112

(2) 自立支援医療の給付

身体上の障がい除去、障がいの程度を軽くするために必要な医療を給付します。

- ア 更生医療 …18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が、その障害を軽くしたり、取り除いたりして、職業能力の増進や日常生活を容易にするための医療給付です。

- イ 育成医療 …身体に障害のある18歳未満の児童に対して、早期治療を施し、将来生活をしていくために必要な能力をもたせるための医療です。なお、身体障害者手帳は必要ありません。

- ウ 精神通院医療…精神疾患を患っている方が、その疾患を治療するために通院するための医療です。なお、精神障害者保健福祉手帳は必要ありません。

- ◆自己負担 原則1割 一定所得以上の場合は、対象外となります。

- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(3) 補装具の交付と修理

障がいのある方に対し、補装具の購入又は修理が必要と認めた場合、その費用が補装具費として支給されます。ただし、原則1割の定率負担があります。

※購入前に必ず担当にご相談ください。

平成25年度から、障害者総合支援法の対象となる障がい者の範囲に難病患者等が加わりました（難病患者等については、法令に定める疾病に限ります）。対象となる方は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認させていただきます。

種目	名称	耐用年数	種目	名称	耐用年数		
義肢(義足・義手)		~5	視覚障害者 安全つえ	普通用	グラスファイバー	2	
装具(下肢・上肢・体幹・靴型)		~3			木材		
座位保持装置		3			軽金属		
補聴器	高度難聴用ポケット型	5	携帯用	グラスファイバー	2		
	高度難聴用耳かけ型			木材			
	重度難聴用ポケット型		軽金属	4			
	重度難聴用耳かけ型		身体支持併用				
	耳あな型(レディメイド)		義眼	普通義眼	2		
	耳あな型(オーダーメイド)			特殊義眼			
	骨導式ポケット型			コンタクト義眼			
骨導式眼鏡型							
車椅子	普通型	6	矯正眼鏡	6D未満	4		
	リクライニング式普通型			6D以上10D未満			
	ティルト式普通型			10D以上20D未満			
	リクライニング・ティルト式普通型			20D以上			
	手動リフト式普通型		遮光眼鏡	前掛式	4		
	前方大車輪型			掛けめがね式			
	リクライニング式前方大車輪型			6D未満			
	片手駆動型			6D以上10D未満			
	リクライニング式片手駆動型			10D以上20D未満			
	レバー駆動型		20D以上	コンタクトレンズ	弱視眼鏡	掛けめがね式	5
	手押し型A		焦点調整式				
	手押し型B		歩行器	六輪型	5		
	リクライニング式手押し型			四輪型(腰掛つき)			
	ティルト式手押し型			四輪型(腰掛なし)			
	リクライニング・ティルト式手押し型			三輪型			
	二輪型						
電動車椅子	普通型(4.5km/h)	5	固定型	3			
	普通型(6.0km/h)		交互型				
	簡易型		切替式				
			アシスト式				
	リクライニング式普通型						
	電動リクライニング式普通型						
	電動リフト式普通型						
電動ティルト式普通型							
重度障害者用意思伝達装置(文字等走査入力方式)	電動リクライニング・ティルト式普通型	5	歩行補助つえ	松葉づえ	木材	A 普通	2
	簡易なもの				軽金属	B 伸縮	
	簡易な環境制御機能が付加されたもの		4	カナディアン・クラッチ			
高度な環境制御機能が付加されたもの	ロフストランド・クラッチ						
通信機能が付加されたもの	多脚杖						
重度障害者用意思伝達装置(生体現象方式)	プラットホーム杖						

R4.4改正

※18歳未満の児童の場合、義肢・装具の耐用年数は、成長に合わせて4か月～1年6か月となっています。

※原則として65歳以上及び特定疾病による40歳～64歳の介護保険の対象となる方については、「車椅子」「電動車椅子」「歩行器」「歩行補助つえ」について、標準的な既製品で対応できる場合は、介護保険が優先となります。

※各種目には、基準額が設けられています。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

◆自己負担 原則1割（基準額を超えた額は自己負担となります。所得状況に応じて月の負担上限額が設けられています。）

◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

（4）日常生活用具の給付

在宅の重度心身障がい者等に対して、日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付します。それぞれの日常生活用具ごとに、給付対象となる障害種別、手帳の等級等については、松本圏域で統一しています。（一覧表 略）

※購入前に必ず担当にご相談ください。（カタログ、見積書等が必要となります。）

※介護保険に該当される方は、介護保険制度を優先して利用していただきます。

※難病患者により申請される方は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認させていただきます。

※各種目には、基準額が設けられています。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

◆対象品目 窓口にお問い合わせください。

◆自己負担 補装具に準じます。

◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

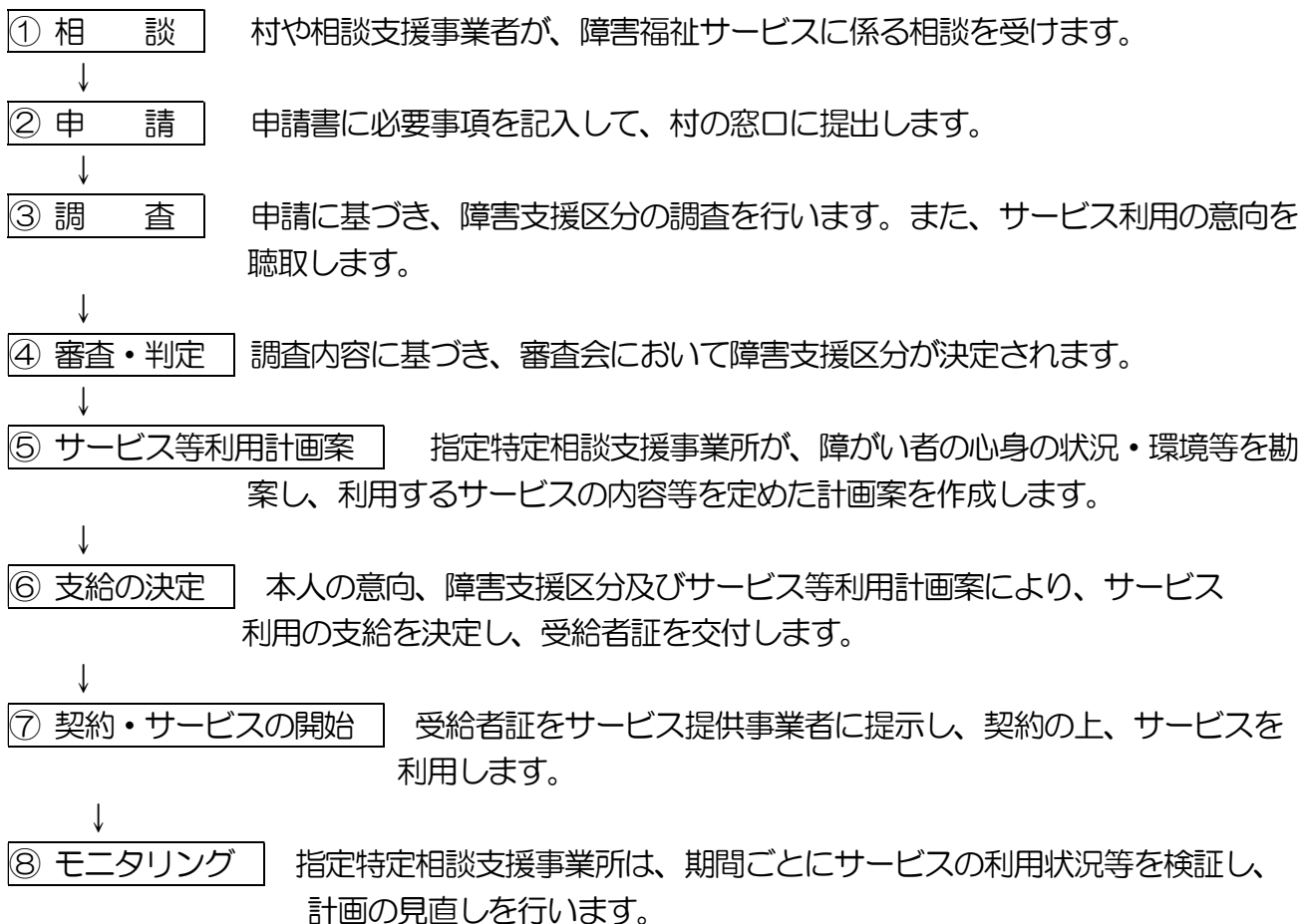
3 障害福祉サービス

障害者総合支援法による障害福祉サービスが利用できます。発達障害、高次脳機能障害、難病患者の皆さんも含まれます。

(原則として65歳以上の方は、障害者手帳を所持していても、介護保険が優先されます。また、40～64歳の方で、老化が原因とされる特定疾病により、介護が必要であると認定された方も介護保険が優先されます。)

(1) 利用の流れ

利用者がサービスを選択し、事業者等と契約してサービスを利用します。



(2) サービスの内容

障害福祉サービスには、訪問系サービス、日中活動系サービス、施設系サービス、居住支援系サービス、訓練系・就労系サービス等があります。障害認定の程度区分によって利用できないサービスもありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。各サービスの詳細は、次ページをご確認ください。

①訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護	居宅において入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が外出する際に、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

②日中活動系サービス

サービス名	サービスの内容
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の訓練等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

③施設系サービス

サービス名	サービスの内容
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

④居住支援系サービス

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。

⑤訓練系・就労系サービス

サービス名	サービスの内容
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

⑥障害児通所系サービス

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

⑦障害児訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適当のための専門的な支援などを行います。

⑧障害児入所系サービス

福祉型障害児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

⑨相談支援系サービス

計画相談支援	<p>【サービス利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成します。 支給決定後、事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。 <p>【継続利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)をします 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨をします
障害児相談支援	<p>【障害児利用援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成します。 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成します <p>【継続障害児支援利用援助】</p>
地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業者と連絡調整など、緊急時の各種支援を行います。

※サービス利用計画・モニタリングは特定相談事業者が行いますが、障害児の入所サービス利用については、専門的な判断を行う必要があるため児童相談所で行います。

(3) その他

- ◆自己負担 原則1割負担
ただし、所得状況に応じて、月の負担上限額が設けられます。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。
- ◆窓 口 障がい者に関する問い合わせ 山形村 保健福祉課 電話97-2100
障がい児に関する問い合わせ // 子育て支援課 電話98-5600

4 在宅生活の支援

障害者総合支援法による障害福祉サービス以外の在宅生活を支援する制度です。

平成25年度から、障害者総合支援法の対象となる障がい者の範囲に難病患者等が加わりました。

(1) 日中一時支援事業

在宅の障がい児・者の介護者が一時的に家庭で介護できないときに、施設等で日中の介護が受けられます。

- ◆対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児
- ◆利用施設 利用できる施設等については、お問い合わせください。
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆利用方法 利用希望の方は、担当窓口にご利用申請をして、施設等と契約をして利用することになります。
- ◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

(2) タイムケア事業

在宅の障がい児・者の介護者が一時的に介護できないときに、隣人や知人又は指定された団体等の介護が受けられます。

- ◆対象者 在宅重度心身障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者、その家族
- ◆利用時間 年300時間以内（送迎時間も含む）
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆利用方法 利用者及び介護者の登録を行います。
※障害手帳及び印鑑を窓口へお持ちください。
- ◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

(3) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者の社会生活における相談、公的機関・医療機関等での用務及び集会等におけるコミュニケーション支援のために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

- ◆対象者 聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者
- ◆利用方法 派遣申請書を提出します。（ファクスでも可）
- ◆自己負担 派遣に伴う自己負担はありません。
- ◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

(4) 障害者にやさしい住宅改良促進事業

身体障がい者が、日常生活の一部を自力で行えるよう浴室、台所、トイレ等の改修に要する経費を補助します。

- ◆対象者 身体障害者手帳1～6級の65歳未満の方で、世帯全員の前年度所得税の合計額が8万円以下の方（ただし、4～6級は独居者又は常時介護を要する者がいない方に限る）
- ◆補助金額 70万円以内
※日常生活用具給付事業及び介護保険による住宅改修費該当分を除く。
- ◆自己負担 原則1割負担
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

(5) 訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度身体障がいの方に対して、訪問入浴を行います。なお、介護保険に該当される方は、原則として介護保険のサービスを優先します。

- ◆自己負担 自己負担はありません。※交通費が実費となる場合があります。
- ◆事業所 利用できる事業所は、窓口にお問い合わせください。
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

(6) 身体障害者自動車改造費助成事業

身体障がい者が自動車を改造する場合、その改造に要する経費を助成します。
※改造前に必ず担当窓口にご相談ください。

- ◆要件
 - ・自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することによって、社会参加が見込まれる方
 - ・障害程度(上肢機能・下肢機能・体幹機能障害1級又は2級)
- ◆助成金額 改造費に要した経費（10万円を限度）
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

(7) 障害者自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方の就労等社会活動への参加促進のため、障がい者が自動車の運転免許を取得する場合、その取得に要する経費の一部を助成します。※教習所へ申込をする前に、必ず窓口へご相談ください。

- ◆対象者
 - ・身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
 - ・対象者の属する世帯の前年の所得課税額が10万円以下
- ◆助成金額 免許取得に要した経費の2/3（10万円を限度）
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 97-2100
- ◆その他 免許取得についてのお問い合わせは中南信運転免許センター 電話53-6611へ

5 日中の活動と住まいの支援

障害者総合支援法による障害福祉サービス以外で、日中の活動を支援する制度です。

(1) そらいろやまがた（デイケア）

精神障がい者等の社会復帰を支援するため、相談、作業、調理等の活動を行っています。

- ◆内 容 ・毎月2回の年12回（基本的に金曜日）
・障がい者等との交流会、パンづくり、バランスボール等のスポーツ 等
- ◆場 所 保健福祉センターいちいの里ほか
- ◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

※日程・場所が変更になる場合があります。参加については事前にご相談ください。

(2) 公営住宅への優先入居

障害者手帳をお持ちの方又はその方と同居する世帯は、優先的に入居できるよう配慮した入居者選考制度が設けられています。（県営住宅のみ）

また、障害者手帳をお持ちの方は、60歳未満（経過措置があります。）でも単身で入居できる場合があります。

公営住宅には身体障害者専用にバリアフリー等に配慮した部屋が設けられています。

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

- ◆優先入居対象 身体障がい者手帳1級から4級、療育手帳の判定が重度又は中程度、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級に相当する障がいのある方
- ◆窓 口
【県営住宅】 長野県住宅供給公社松本事務所
松本市大字島立988-1 電話47-0240

(3) 山形村障害者等自立支援事業

地域で生活する障害者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、就労や活動の機会を設けたり、その活動等について必要な知識や能力を向上するために必要な支援を行います。

- ◆対 象 者 村内に居住されている概ね18歳以上で障害や難病をお持ちの方で、障害福祉サービス等を利用できない方。
- ◆窓 口 山形村社会福祉協議会（地域交流センターすばる） 電話87-8754

6 移動支援等

(1) 信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用するため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。

- ◆利用証の種類 申請者の状況に応じて、車いす使用者用の利用証または車いす使用者以外の利用証のいずれかを交付します。
- ◆利用可能駐車区画 この制度に賛同する協力施設の、専用の案内表示がある駐車区画
- ◆対象者 各種障害者手帳保持者、要介護認定者等（詳しくは窓口にて）
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(2) 移動支援事業

在宅の障がい児・者の外出を支援するため、ヘルパーが付き添うなどの移動支援が受けられます。（ただし、通学、通所、通勤など恒常的な利用はできません。）平成25年度から、障害者総合支援法の対象となる障害者の範囲に難病患者等が加わりました。対象となる方は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認させていただきます。

利用希望の方は、担当窓口にご利用登録申請をして、事業所等と契約をして利用することになります。

- ◆対象者 外出等の移動に際し支援が必要な身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
- ◆事業所 利用できる事業所は、お問い合わせください。
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(3) 自動車燃料費助成

歩行困難な重度心身障がい者（児）が、村外の医療機関等へ通院・通所するにあたり、電車、バス等の交通機関を利用することが困難なため、自家用自動車を利用する場合に燃料代の一部を助成します。（タクシー券との重複は不可）

- ◆要件
 - ・山形村に居住し、住民基本台帳に記録されている者
 - ・身体障害者で下肢、体幹、視覚、内部障害の1、2級の方
 - ・知的障害者でA1、A2の方
 - ・自動車税、軽自動車税の減免を受けていること。
- ◆内容 1か月あたり1,000円
- ◆申請方法 障害手帳、通帳、印鑑、燃料の領収書等が必要となります。
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(4) タクシー利用料金助成事業（タクシー券の交付）

自動車税、軽自動車税の減免を受けていない世帯で、次の要件に該当する方に、タクシー利用券を交付します。（要件のうち、いずれか1つに該当していれば申請できます。）

- ◆要件
 - ・山形村に居住し、住民基本台帳に記録されている者
 - ・身体障がい者で下肢、体幹、視覚、内部障害の1、2級の方
 - ・知的障がい者でA1、A2の方
- ※燃料費助成との重複は不可
- ◆内容
 - 助成額は利用1回につき500円 年間24回
 - ※年度途中で申請があった場合は、申請月以降の該当枚数を交付します。
- ◆利用範囲
 - 利用できるタクシー会社（次の業者のみ）
 - 松本タクシー（株）・アルピコタクシー（株）・信州名鉄交通（株）
 - 第一交通（株）・メトバタクシー（株）・相互タクシー（株）
 - アルプス交通（株）・平成交通（有）・個人タクシー事業協同組合
 - 個人タクシー協会（株）
- ◆利用方法
 - ・乗車時に、運転手へ手帳とともにタクシー券を提示してください。
 - ・タクシー券は1回の乗車について1枚
 - ・乗車賃から500円を控除した金額を支払う。
- ◆申請方法
 - 障害手帳、印鑑をお持ちください。
- ◆窓口
 - 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(5) 透析利用者通院支援事業（タクシー券の交付）

透析のためにタクシーを利用して通院する方に、タクシー券を交付します。

- ◆要件
 - ・山形村に居住し、在宅の腎臓機能障害を有する者
 - ・透析治療のため、タクシーによる通院を必要とする者
- ※燃料費助成と透析以外のタクシー券との重複は不可
- ◆内容
 - 1枚500円のタクシー券を月あたり10枚交付（年間最大120枚）
 - ※年度途中で申請があった場合は、申請月以降の該当枚数を交付します。
- ◆利用範囲
 - 利用できるタクシー会社（次の業者のみ）
 - 松本タクシー（株）・アルピコタクシー（株）・信州名鉄交通（株）
 - 第一交通（株）・メトバタクシー（株）・相互タクシー（株）
 - アルプス交通（株）・平成交通（有）・個人タクシー事業協同組合
 - 個人タクシー協会（株）
- ◆利用方法
 - ・乗車時に、運転手へ手帳とともにタクシー券を提示してください。
 - ・タクシー券は1回の乗車について複数枚利用可
 - ・乗車賃から利用券分を控除した金額を支払う
- ◆申請方法
 - 障害手帳、印鑑をお持ちください。
- ◆窓口
 - 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(6) タクシー運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、タクシー運賃の割引があります（事業者によっては、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も割引制度を利用できる場合があります）。なお、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は対象外です。

- ◆割引率 1割割引
- ◆適用範囲 長野県内（県外については、乗車時にご確認ください。）
- ◆利用方法 乗車時に、運転手へ手帳を必ず提示してください。

(7) 鉄道運賃の割引

身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は、鉄道運賃の割引があります。
JRの割引率等は、次のとおりです。

	第1種	第1種・第2種	
	介護者と乗車 単独では割引なし	片道100kmを超えて 単独で乗車	12歳未満の方が介 護者と乗車
普通乗車券	本人介護者とも 5割引	5割引	
定期乗車券	//		介護者のみ5割引
普通回数乗車券 ・急行券	//		

- ◆利用方法 手帳を提示して駅の窓口で購入してください。
- ◆その他 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。（身体障がい者は、第1種がおおむね重度の方、第2種が中・軽度の方、知的障がい者は、第1種がA1・A2、第2種がB1・B2の方となります。）
- ◆窓口 JR各駅窓口
- ◆私鉄等 JRに準じた割引制度がありますが、詳しい内容は私鉄各社へお問い合わせください。

(8) バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、次のとおりバス運賃の割引があります。なお、地域振興バスは対象になりません。

区分	適応範囲	割引率
普通乗車券	単独又は介護者と乗車する場合	5割引
定期乗車券	//	3割引

- ◆適用範囲 割引対象とする障害の種類、介護者の必要性については、各バス会社の判断によります。
各バス会社によって割引制度が異なることがありますので、詳しくはバス

会社へお問い合わせください。

- ◆利用方法 乗降車時に運転手に障害者手帳を提示してください。
- ◆その他 回数券、高速バスの割引等については、利用するバス会社へお問い合わせください。

(9) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、次の要件に該当する場合には、有料道路通行料金の割引があります。

適応範囲	障害区分	事前登録できる自動車の範囲	割引率
自ら運転する場合	全ての身体障がい者	要件を満たす障がい者本人又はその家族等が所有する車	5割引
介護者が運転する場合	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	要件を満たす障がい者本人、その家族等又は介護者が所有する車	

- ◆利用方法 窓口で、障害者手帳に自動車登録番号等の記載を受け、利用時に料金所で手帳を提示してください。ETC利用の場合は、あらかじめ所定の手続きを行うと、割引が適用になります。詳しい割引内容は、有料道路ETC割引登録係（045-477-1233平日9時～17時）へお問い合わせください。
※事前登録をするお車がない場合も事前登録なしで制度を利用できます。
- ◆注意事項
 - ・日本高速道路(株)、道路公社、自治体が管理する高速道路及び一般有料道路以外では割引対象とならない場合がありますので、料金所等でご確認ください。
 - ・障害者手帳に記載されている自動車登録番号の車両以外は適用になりません。
 - ・介護者が運転する場合は、障害者手帳に介護の押印が必要となります。（第1種の手帳をお持ちの方のみ）
 - ・有効期限がありますので、その都度更新の手続きが必要となります。
 - ・ETC利用の場合、ETC割引と障害者による割引は、重複して受けることができません。割引後の料金を比較して安いほうの料金が適用されます。
 - ・営業車は対象となりません。
- ◆実施主体 日本高速道路(株)等高速道路等の管理者
- ◆申請手続 障害者手帳、車検証、運転免許証（本人運転の場合）をお持ちください。割賦契約又は長期リースにより利用されている車を事前登録する場合は、その契約書をお持ちください。
ETCご利用の場合は、上記に加えてETCカード（本人名義）ETC車載器セットアップ申込書、証明書等をお持ちください。
- ◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(10) 国内線航空運賃の割引

各航空会社が国内路線ごとに設定しています。

- ◆対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及びその介護者（1名）
- ◆航空会社 日本航空(株)、全日本空輸(株)等の定期航空路線の国内線
※割引率は、各航空会社により異なることがありますので、詳しくは、航空会社にお問い合わせください。
- ◆利用方法 障害者手帳を航空会社の窓口にて提示して購入してください。

(11) 駐車禁止規制の適用除外

障害者手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たしている場合は、駐車標識の規制から除外される標章が交付されます。

- ◆対象者 身体障がい者1～4級(等級程度により要件が定められています。)、知的障がい者A(1)、精神障がい者1級
- ◆受付窓口 松本警察署 電話25-0110

7 税金

(1) 所得税・村県民税に関する所得控除

所得税・村県民税の計算の基礎となる所得から控除が受けられる場合があります。控除の種類や要件は次の窓口で直接お尋ねください。

- ◆窓 口 【所得税】松本税務署 電話32-2790（音声案内）
【村県民税】山形村役場 税務課 電話98-5663
【給与所得者】勤務先の給与担当

(2) 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

障がい者等が、4月1日現在又は新規登録時に所有し、かつ使用する自家用車について、税の減免が受けられる場合があります。

※減免には、障害程度の区分等の要件及び減免申請できる期限があります。また同一生計証明書等が必要となる場合がありますので、提出書類等詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

- ◆窓 口 【自動車税・自動車取得税】
 - ・随時受付（手帳交付、自動車の登録等要件を満たした日から30日以内）
 - ・中信県税事務所 電話：40-1905(代)【軽自動車税】
 - ・毎年5月1日～納期限まで受付
 - ・山形村役場 税務課 電話98-5663

(3) 利子等の非課税

- ◆内 容 一定の手続きにより、預け入れた預貯金等及び購入した小額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。

※郵政民営化法の施行日（平成19年10月1日）前に障がい者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税が適用されます。

- ◆対 象 者
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている方
 - ・障害児福祉手当、特別障害者手当を受けている方 等
- ◆窓 口 ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社などの金融機関

8 その他

(1) ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方にヘルプマークを配布します。障がい者手帳や病状等を証明する書類の提示は必要ありません。(マークとは別に、緊急連絡先などを記入いただけるヘルプカードは長野県HPからダウンロードいただけます。)

- ◆窓 □ 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100
松本保健福祉事務所 電話47-7800

(2) NHK放送受信料の減免

次に該当する場合、NHK放送受信料が減免されます。

対象要件	減免
視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主 ^{※1} で、放送受信契約者の場合	半額免除
重度の障害者手帳 ^{※2} をお持ちの方が世帯主 ^{※1} で、放送受信契約者の場合	
公的扶助受給者(生活保護法による扶助を受けている場合など)	全額免除
障がい者が世帯構成員であり、かつ世帯構成員全員が市民税非課税である場合	
社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所している場合	

※1 住民基本台帳法にいう世帯主(住民票上の世帯主)

※2 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級

- ◆申込方法 NHK及び役場保健福祉課にも申請書があります。
障害者手帳、印鑑をお持ちください。

- ◆お問い合わせ先 NHK長野放送局 電話026-291-5205

(3) 携帯電話基本使用料等の割引

心身障害者手帳の交付を受けている場合、携帯電話の基本使用料等の割引があります。

※サービスの内容は随時変わりますので最新の情報は事業者へお問い合わせください。

- ◆対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
◆窓 □ 携帯電話各社の取扱店

(4) Web119通報システム(聴覚障がい者等特定)

消防サイトweb(非公開)に携帯電話でアクセスし、火災や救急の通報ができるサービスです。(事前登録が必要です。)

- ◆対象者 松本広域消防局管内(8市村)に居住又は通勤・通学している聴覚障がい者等で、電話からの災害通報が困難な方
◆窓 □ 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100 ファクス97-2101

(5) FAXからの119番通報

ファクスでの緊急通報（火災及び救急要請）が、電話と同じ119番で松本広域消防局に送信できます。

- ◆対象者 電話からの火災や救急等の通報が困難な方
- ◆窓口 松本広域消防局（電話25-0119 ファクス25-3987）

(6) 言語及び聴覚障がい者向け110番アプリシステム・ファクス110番

言語及び聴覚障がい者等の方が事件や事故にあった場合に警察への通報手段として、スマートフォンのアプリ又はファクスから長野県警察へ110番通報ができます。

- ◆対象者 言語及び聴覚障がい者等
- ◆送信方法
 - ・110番アプリシステム
スマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録することで、利用できます。スマートフォンの画面操作によって、文字を用いたチャット方式による110番通報ができます。
 - ・ファクスによる110番通報
ファクス用紙に事件名、発生場所、発生時間、状況、送信者の住所・氏名・年齢・ファクス番号・現在地等を記入し、「0120-760-110」へ送信します。（事前登録の必要はありません）

(7) スカイランドきよみず宿泊等利用助成

障がい者の健康保持並びに福祉増進のため、スカイランドきよみずを利用する場合に助成券を交付します。

- ◆内容
 - ・宿泊される方は1人7,000円以内
 - ・日帰り利用される方は1人2,000円以内
 - ※いずれも利用料金が下回った場合はその額
 - ・助成券発行には数日を要します。障害者手帳を添えて、ご利用日の一週間前までに申請をしてください
- ◆窓口 山形村役場 企画振興課 電話98-5666

(8) 保健福祉センター「いちいの里」入浴料割引

身体・療育・精神各種手帳保持者、75歳以上高齢者及び生活保護受給者の方は保健福祉センター「いちいの里」の入浴料を免除します。

- ◆申込方法
 - ・いちいの里窓口に氏名を伝えていただき対象かどうかの確認後、入浴券（10枚綴り）を交付します。
 - ・入浴の都度、入浴券を窓口に提出してください。
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(9) 郵便による不在者投票

身体障害者手帳で下記の障害程度の方は、市町村選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けることにより、郵便による投票が認められます。

- ◆対象者 両下肢、体幹、脳原性運動機能（移動機能）のいずれかが1～2級
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸のいずれかが1・3級
(代理記載制度：上記障害に加え視覚障害1級または上肢障害1級)
- ◆窓 □ 山形村選挙管理委員会 電話98-3111

(10) 青い鳥郵便葉書の無償配布

通常郵便はがき（くぼみ入り、無地、インクジェット紙）又は通常郵便はがき胡蝶蘭（無地、インクジェット紙）20枚が無償で配布されます。

- ◆対象者 身体障害者手帳1、2級 療育手帳A1、A2
- ◆申込方法 毎年4月から5月にお近くの郵便局で所定の用紙に必要事項を記入し、手帳を提示して申し込みます。（郵便による申し込みも可能）
- ◆窓 □ お近くの郵便局

(11) 日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者の方などが、介護等の福祉サービスを利用する際に、不利益を受けたり、トラブルを生じることがないように、福祉サービスの利用手続きの代行などの援助を行います。

- ◆内容 福祉サービスに関する情報提供
福祉サービス利用手続きの代行などの援助
福祉サービスの利用料支払いに関する援助
日常生活に必要な預貯金の出し入れ等の援助
年金や手当の受け取りに関する援助
- ◆窓 □ 山形村社会福祉協議会 電話97-2102 ファクス97-2108

(12) 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障がい又は高齢者に対し、資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう低利又は無利子で必要な資金を貸し付ける制度です。

詳しい貸付要件等は、担当窓口へお問い合わせください。

- ◆貸付対象 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が属する世帯
- ◆窓 □ 山形村社会福祉協議会 電話97-2102 ファクス97-2108

9 相談窓口

(1) 行政機関等の相談窓口

【村関係機関】

担 当	内 容	連絡先等
山形村役場		電話 (代)98-3111 Fax 98-3078
保健福祉課 (保健福祉センター)	障がい者に関する事 障害者総合支援法に関する事 生活保護に関する事 精神保健に関する事 各種健康相談に関する事	電話 97-2100 Fax 97-2101
住民課	福祉医療に関する事 児童扶養手当に関する事 特別児童扶養手当に関する事 国民年金・障害年金に関する事	電話 98-3112 Fax 98-3078
税務課	軽自動車税に関する事 村県民税に関する事	電話 98-5663 Fax 98-3078
子育て支援課	子育て支援に関する事 障がい児に関する事	電話 98-5600 Fax 50-5611
教育委員会	就学指導に関する事 自立支援学級に関する事	電話 98-3155 Fax 98-4256
山形村選挙管理委員会	不在者投票に関する事	電話 98-3111
山形村社会福祉協議会	日常生活自立支援事業に関する事 生活福祉資金に関する事 障害者の支援に関する事	電話 97-2102

【国・県等関係機関】

担 当	内 容	連絡先等
松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 (県松本合同庁舎内)	精神保健に関する事 難病に関する事	電話 40-1937
松本保健福祉事務所福祉課 (県松本合同庁舎内)	補助犬の相談に関する事	電話 40-1913
松本地方事務所税務課 (県松本合同庁舎内)	自動車税、自動車取得税に関する事	電話 40-1905

担 当	内 容	連絡先等
松本児童相談所 知的障害者更生相談所 (松本市波田9986)	児童福祉、障がい児に関するこ と 知的障がい者に関すること	電話 (代)91-3370
身体障害者更生相談所 (長野市大字下駒沢618-1長野県総合 リハビリテーションセンター内)	身体障がいの補装具、施設入所、 更生相談等に関すること	電話(代) 026-296-3953
長野県住宅供給公社松本事務所 (松本市島立988-1)	県営住宅の入居に関すること	電話 (代)47-0240 Fax 47-8902
松本公共職業安定所 (松本市庄内3-6-21)	障がい者の雇用に関すること	電話 (代)27-0111
松本年金事務所 (松本市鎌田2-8-37)	年金に関すること	電話 (代)25-8100
松本税務署 (松本市城西2丁目1番20号)	所得税等の申告に関すること	電話 (代)32-2790

(2) 障がい者総合相談支援センター

障がい児・者又はその家族からの障がいに関すること、生活に関することなど様々な相談等に応じ、専門員が必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービス等の利用支援を行います。

名 称	所在地	利用時間	連絡先
塩尻・山形・朝日 地域障がい者基幹・ 総合支援センター ボイス	塩尻市大門六番町4-6 塩尻市保健福祉センター内	月～金 9:00～17:45	電話 51-5353 Fax 51-5363